【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年２月27日
【会社名】	株式会社オンワードホールディングス
【英訳名】	ONWARD HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長　廣内 武
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目10番５号
【電話番号】	03-3272-2317
【事務連絡者氏名】	専務取締役 財務・監査担当　吉沢 正明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目10番５号
【電話番号】	03-3272-2317
【事務連絡者氏名】	専務取締役 財務・監査担当　吉沢 正明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

1 【提出理由】

当社は、平成24年２月17日開催の取締役会において、会社法第238条および第240条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

（1）銘柄

株式会社オンワードホールディングス第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

（2）発行数

2,550個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

（3）発行価格

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、新株予約権の引き受けを条件に割当対象者に付与される報酬債権相当額。

（4）発行価額の総額

未定（割当日である平成24年３月19日に確定する。）

（5）新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

当社普通株式 255,000株（新株予約権１個当たりの目的となる普通株式数は100株）

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果１株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

（6）新株予約権の行使に際して払込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（7）新株予約権の行使期間

平成24年３月20日から平成54年２月28日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の執行役員、当社子会社の取締役および執行役員の地位を喪失した日の翌日から１年経過した日（以下、「権利行使開始日」という）から５年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②前項にかかわらず、新株予約権者は、以下のア.またはイ.に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

ア．新株予約権者が、平成53年２月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成53年３月1日から平成54年２月28日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）までとする

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合

当該承認日の翌日から15日間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）とする

③新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社執行役員　　1名
当社子会社取締役　９名
当社子会社執行役員　18名

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

当社の完全子会社。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方との取決めは、当該勧誘の相手方との間で締結する新株予約権割当契約において行うものとする。

（14）新株予約権の取得事由および条件

①割当てをうけた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得することができる。

ア．背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社の執行役員、当社子会社の取締役および執行役員を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

イ．当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

②割当てをうけた者が平成25年２月28日までに、当社の執行役員、当社子会社の取締役および執行役員の地位を喪失した場合、割当てられた新株予約権のうち、次の算式により算出された個数の新株予約権を当社が無償にて取得する。

$$\text{当社が取得する新株予約権の個数} = \frac{\text{12か月－平成24年３月１日から当社の執行役員、当社子会社の取締役および執行役員の地位喪失の日の属する月までの月数（ただし、月の途中で地位を喪失した場合、当該日も１か月として計算する）}}{\text{12か月}} \times \text{当社の執行役員、当社子会社の取締役および執行役員に割当てられた新株予約権の個数}$$

③当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から15日間が経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。

（15）新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（16）新株予約権の割当日

平成24年３月19日

以上